

物価高に見合う賃上げを!

2025年人勧に伴う当局提案

ふなみち

2025年
10月8日(水)
第3636号

船橋市役所
職員労働組合
発行責任者
青木 賀一
編集責任者
村上 はつみ
Tel.047(436)3093
fax(436)3091
Eメール
f-kumiai@alpha.
ocn.ne.jp

2025年人事院勧告に伴う当局提案が10月7日に提示されました。(左表)提案内容は、月例給、ボーナス、宿日直手当(該当職場無し)の改定で、12月議会に関わる部分の改定とされています。

令和7年人事院勧告に伴う改正案																	
項目	国 ※人事院勧告の概要【勧告日 令和7年8月7日】	市															
(1)月例給 俸給表の引上げ ・行政職俸給(給料)表 (一) ・その他の俸給(給料)表	・採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ ・若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定 (昇格時号俸対応表は人事院規則のため未発表) ・行政職俸給表(一)との均衡を基本に引上げ	常勤職員は人勧に準じて改定 (教育職給料表は、県に準じる) (昇格時号給対応表も、国、県に準じる)※市8級を除く 会計年度任用職員については常勤職員の給料表の改定に合わせて改定															
(2)ボーナス	期末勤勉手当 民間の支給割合に見合うよう引上げ ボーナス年間 4.60月 → 4.65月(期末と勤勉に0.05月ずつ配分) 再任用については2.4月→2.45月 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7 期末手当</td> <td>1.25月(0.7月)</td> <td>1.275月(0.725月)</td> </tr> <tr> <td>R8 期末手当</td> <td>1.2625月(0.7125月)</td> <td>1.2625月(0.7125月)</td> </tr> <tr> <td>R7 勤勉手当</td> <td>1.05月(0.5月)</td> <td>1.075月(0.525月)</td> </tr> <tr> <td>R8 勤勉手当</td> <td>1.0625月(0.5125月)</td> <td>1.0625月(0.5125月)</td> </tr> </tbody> </table> ※カッコ内は再任用		6月期	12月期	R7 期末手当	1.25月(0.7月)	1.275月(0.725月)	R8 期末手当	1.2625月(0.7125月)	1.2625月(0.7125月)	R7 勤勉手当	1.05月(0.5月)	1.075月(0.525月)	R8 勤勉手当	1.0625月(0.5125月)	1.0625月(0.5125月)	法律の公布日 常勤職員は人勧に準じて改定 会計年度任用職員も常勤職員に準じて改定
	6月期	12月期															
R7 期末手当	1.25月(0.7月)	1.275月(0.725月)															
R8 期末手当	1.2625月(0.7125月)	1.2625月(0.7125月)															
R7 勤勉手当	1.05月(0.5月)	1.075月(0.525月)															
R8 勤勉手当	1.0625月(0.5125月)	1.0625月(0.5125月)															
(3)宿日直手当	宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定 ・庁舎管理等の宿日直勤務 4,400円→4,700円(+300円) ・勤務時間が通常勤務の半日で退庁時から引き続き従事する宿日直勤務 6,600円→7,050円(+450円) ・常直勤務に係る支給月額額の限度を改定 22,000円→23,500円(+1,500円)	令和7年4月1日 常勤職員は人勧に準じて改定															

※本表は、人事院勧告をもとに作成していますが、国家公務員の給与改定内容は、この勧告と異なるものとなる可能性があります。
※改定により生じる給与の差額については、改正条例等の議決後すみやかに支給予定。
※会計年度任用職員の単価改定の実施時期が令和7年4月1日となる対象者は、令和7年12月1日時点で在籍しており、かつ週の勤務時間が15.5時間以上の職員のみ。(それ以外は令和8年1月勤務分より改定)



会計年度任用職員も 遡及実現

月例給(給料)については、「国人勧に準じて改定する」とし、会計年度任用職員については、「常勤職員の給料表の改定に合わせて改定」としている。今年度も昨年同様、会計年度任用職員についても、遡及(単価改定を2025年4月に遡って行う)が実施される提案となっています。

会計年度任用職員の遡及対象者は、2025年12月1日時点で在籍していて、勤務時間が15.5時間以上の職員としています。

地域手当の削減は許さない!

国人勧と同じ改定率では、物価上昇に見合う額にはなっていないため、実質賃金は下がる一方です。この上、地域手当まで削減されたら、生活に与える影響は計り知れません。

市は、今後の県人事委員会勧告や他市の状況を見て、削減提案をするか判断したいとしています。しかし、職員の生活のことを真剣に考えているのならば、地域手当の削減はあり得ません。

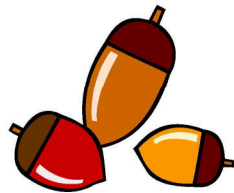
仕事に対するモチベーションや職員採用にも大きく影響する「地域手当削減は許さない!」の声を大きくしていきましょう!

交通用具利用者の駐車場代の補助を!

2025年人勧で出された「駐車場の補助(上限5,000円)」についての提案は、今回はありませんでした。

公共交通の料金が上がると、当然通勤手当は上がります。しかし、交通用具利用者のガソリン代は、何十年も変わっていません。

物価高騰に見合った通勤手当になっっているとは思えません。組合は、「地域手当削減反対!」「駐車場代補助実現!」に向けた取り組みを進めます。



<第89回 定期大会>

- ◇とき 11月12日(水) 17:15(受付)~20:30
 - ◇ところ 本庁舎602会議室
 - ◇議題
 - ・2024年経過・会計報告
 - ・2025年活動方針・予算
- *各職場から代議員の選出をお願いします。

